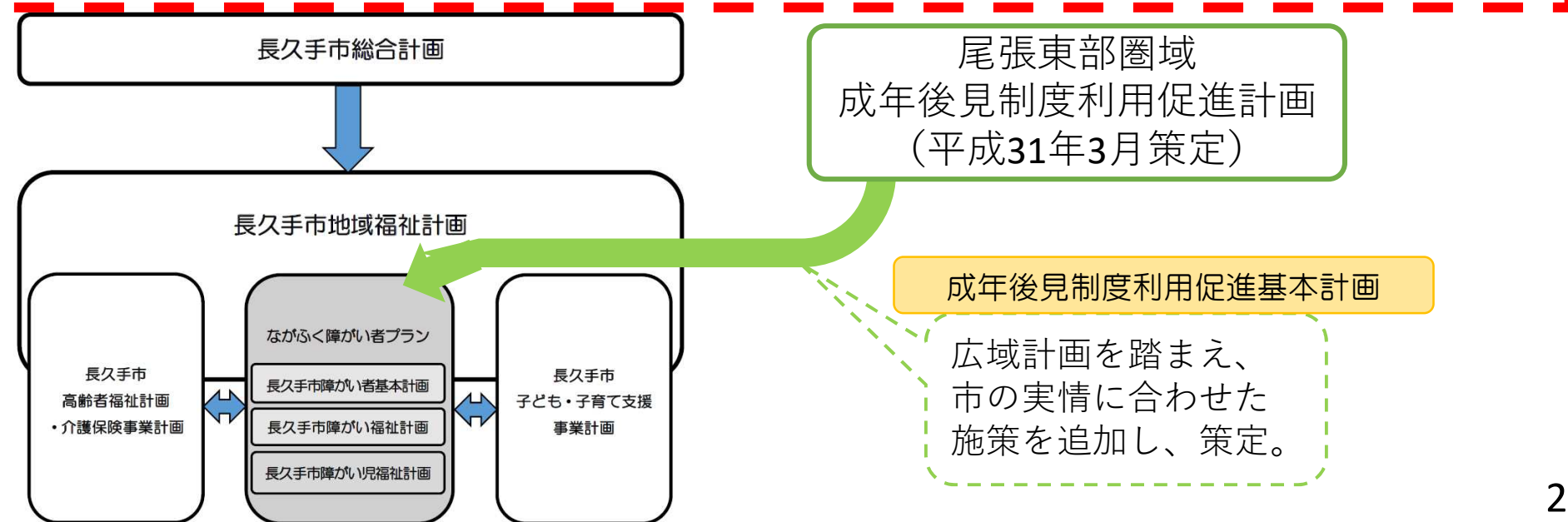


障がいのある人への本市の成年後見 制度利用促進計画の策定について

令和 2 年 2 月 1 9 日（水）
第 2 回第 4 次長久手市障がい者基本計画等策定部会資料

長久手市障害者基本計画等の概要

- 1 第4次障がい者基本計画(障害者基本法第11条第3項)【6年】
障害者の状況等を踏まえ、市における障がい施策に関する基本的な計画。
- 2 第6期障がい福祉計画(障害者総合支援法第88条)【3年】
国の基本的な指針に即して障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成する計画。
- 3 第2期障がい児福祉計画(児童福祉法第33条の20)【3年】
国の基本的な指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画。
- 4 成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項)
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画。



成年後見制度利用促進基本計画とは？

「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題」

とされながらも、成年後見制度の利用は、十分ではない。



自治体における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとなる。

(成年後見制度利用促進法第14 条第1 項に自治体での策定が規定)

成年後見制度利用促進法 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

成年後見制度利用等に係る本市の現状

<成年後見制度利用対象者数の推定（平成30年 4 月 1 日現在）>

推定認知症	知的障がい	精神障がい	合計	内障がいのある人
1,402人	222人	356人	1,980人	578人

資料：尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画

<成年後見制度利用者数（平成30年12月31日現在）> ※高齢者・障がい者含む

利用者合計	後見	保佐	補助	任意後見
4 5 人	3 4 人	1 0 人	1 人	0

※内障がいに係る市長申立件数：1 件

資料：名古屋家庭裁判所確認

<日常生活自立支援事業利用者数（令和元年12月31日現在）>

日常生活自立支援事業利用者数
2 0 人

資料：長久手市社会福祉協議会

<市民後見人養成研修修了者数>

市民後見人養成研修修了者数（基礎）			
一期	二期	三期（実施中）	合計
4 人 (内実務研修 2 人)	0 人	1 人	1 1 人

資料：尾張東部権利擁護支援センター

本市の現状等から見える課題を次のようにまとめました。

- ① 利用者数の割合が低い
本市割合0.08%（45人/57,370人）：全国割合0.17%（210,290人/1億2670万人）
（本市の成年後見制度対象者の割合を全国平均割合と比較）
- ② 補助の利用率の割合が少ない
 - ・長久手市 成年後見：76%、保佐：22%、補助：2%、任意後見：0%
 - ・全国割合 成年後見：78%、保佐：16%、補助：5%、任意後見：1%
- ③ 市民後見養成者数の受講数・受任数が少ない
 - ・一期・二期に比べ、三期の受講者人数が減少している。
 - ・養成者数や実際に受任に結び付いた人数が低い。
- ④ 制度の周知・啓発の拡大
 - ・障がいのある人への周知
 - ・事業所や支援員への周知
 - ・後見人への権利擁護支援センターによる活動支援の周知
 - ・長久手市成年後見利用支援事業の周知
- ⑤ 日常生活自立支援事業の課題
 - ・必要と思われる利用者の割合が少ない
 - ・事務量が多いが、マンパワーが足りていない

成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むことが望ましい内容

市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きより

市町村計画を定めるに当たって具体的に盛り込むことが望ましい内容

- ▶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
 - ▶ 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
 - ▶ 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
 - ▶ 「チーム」「協議会」の具体化の方針
- ※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする
- ▶ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

尾張東部圏域
成年後見制度利用促進計画
(平成31年3月策定)



広域計画を踏まえ、市の実情に合わせた施策を追加し、本計画に章立てし、策定。

「ゆたかに生きる権利をまもる」まちをつくる

◆目標1 行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築

A 行政の役割

- 施策1 権利擁護支援の仕組みの構築の計画的推進
- 施策2 中核機関の機能強化とセンターの安定的な運営
- 施策3 行政及び中核機関が行う虐待対応の仕組みの構築
- 施策4 地域連携ネットワークの重層的な形成の主導

◆目標2 幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備

B 権利擁護支援センターの役割

- B-1 センターの新たな運営方向
ー成年後見支援から権利擁護支援へー

- 施策5 中核機関の機能強化(4つの機能)
- 施策6 権利擁護支援に関連する人材の養成
- 施策7 虐待対応のための基盤強化と仕組みづくりのための検討
- 施策8 中核機関と法人後見受任の一体的で自律的な運営

- B-2 広報啓発・相談及び利用促進機能の強化

- 施策9 地域における権利擁護支援のための広報・啓発
- 施策10 専門相談機関としての役割発揮、相談・支援機関等との連携強化
- 施策11 専門職協力者名簿登録制度の充実・強化
- 施策12 法人後見実施機関の育成

- B-3 後見人支援機能・意思決定支援の推進

- 施策13 モニタリング機能及び相談・苦情窓口の整備
- 施策14 親族後見人への支援
- 施策15 市民後見人への支援
- 施策16 法人後見の質の確保と向上

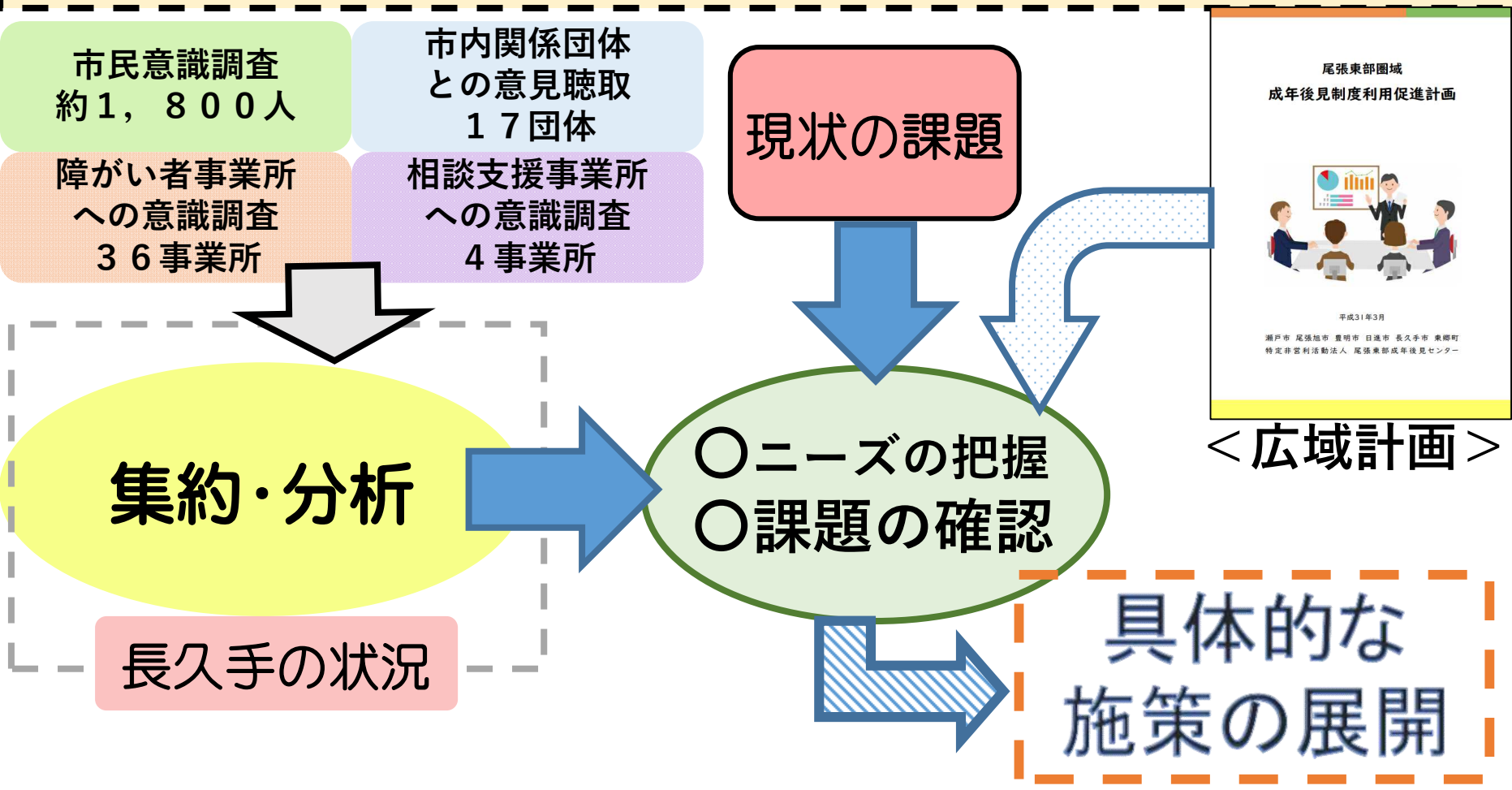
◆目標3 地域連携ネットワークの重層的形成

C 地域連携ネットワークの役割

- 施策17 センター事業に関するネットワーク会議の機能強化
- 施策18 行政・家庭裁判所・中核機関等との連携
- 施策19 相談・支援機関とのケース検討・連携システム研究の会議の開催
- 施策20 促進計画の進行管理推進委員会等の設置

広域計画を踏まえた長久手市計画の策定について

- <盛り込むべき視点>
- ・判断能力が不十分な人に対する、財産の管理や日常生活の支援や権利擁護、虐待防止等に関すること
 - ・個人の意思・選択・決定が尊重され、その人らしい生活を継続できるように支援していくこと



(参考) 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画の項目の体系 1

大項目	中項目 小項目
A 行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築 (A)+(B)+(C)	
	1. 権利擁護支援の仕組みの構築の計画的推進
	1-1 成年後見制度利用支援事業の安定的実施と、必要に応じた首長申立ての推進を行います。(A)
	1-2 尾張東部成年後見センターを活用して中核機関の整備を広域レベルで行い、意思決定支援を重視した成年後見制度の利用促進を行います。(B)
	1-3 地域連携ネットワークを重層的に組織し、事務局機能を中核機関と幹事市町が担います。(C)
	2. 中核機関の機能強化とセンターの安定的な運営
	2-1 中核機関としての機能の強化・拡充を行います。
	2-2 中核機関の職員体制を整え、専門的機能の向上を支援し、安定的な運営に努めます。
	3. 行政及び中核機関が行う虐待対応の仕組みの構築
	3-1 成年後見制度利用の支援のみならず、権利擁護行政としての領域を拡大します。
	3-2 虐待対応スーパーバイザーや、法律専門職の協力を得て虐待対応の仕組みを検討・構築していきます。
	4. 地域連携ネットワークの重層的な形成の主導
	4-1 地域連携ネットワークの個別支援の仕組みとしてチームづくりを進めます。
	4-2 広域的な地域連携ネットワークに相当する既設委員会をより充実させます。
	4-3 地域連携ネットワークの重層的な形成における行政の主導性を発揮します。
B 幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備 (2019年から権利擁護支援センターへ名称変更)	
B-1 センターの新たな運営方向 -成年後見支援から権利擁護支援へ-	
	5. 中核機関の機能強化 (4つの機能)
	5-1 地域連携ネットワークの基盤の上に、4つの機能(1 広報、2 相談、3 成年後見制度利用促進、4 後見人支援)の充実・強化を図ります。
	5-2 地域連携ネットワークの各種会議の事務局機能を担います。
	6. 権利擁護支援に関連する人材の養成
	6-1 センターと連携する多様な人材の養成を図るとともに、センター職員の専門性の向上に努めます。
	6-2 地域連携ネットワークの中で、意思決定支援の理念の普及を目指します。
	7. 虐待対応のための基盤強化と仕組みづくりのための検討
	7-1 「虐待・権利擁護スーパーバイザー派遣事業」の導入や、虐待対応についての専門的知見のある法律職や福祉職の協力を得て対応していきます。
	7-2 虐待対応・権利擁護支援の具体的な仕組みについての調査活動を行い、広域としての虐待対応の仕組みの検討を行います。
	8. 中核機関と法人後見受任の一体的で自律的な運営
	8-1 法人後見受任ケースにおける意思決定支援を推進します。
	8-2 中核機関が行う法人後見の透明性、公平性を確保します。
B-2 広報啓発・相談及び利用促進機能の強化	
	9. 地域における権利擁護支援のための広報・啓発
	9-1 住民、行政、医療、福祉関係者等に対する権利擁護支援の広報啓発を進めます。
	9-2 医師会への働きかけを強化し、本人情報シートの適切な活用を推進します。
	10. 専門相談機関としての役割発揮、相談・支援機関等との連携強化
	10-1 行政・相談支援機関を総合(第1次)相談機関、センターを権利擁護に関する専門(第2次)相談機関として、権利擁護支援の役割分担を行います。
	10-2 専門職団体との連携を図り、法的課題等についての課題解決に取り組みます。
	10-3 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業を担う機関との連携を強化します。
	10-4 必要に応じて保佐・補助の早期の活用を行います。

(参考) 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画の項目の体系 2

- | |
|---|
| 11. 専門職協力者名簿登録制度の充実・強化 |
| 11-1 専門職協力者名簿登録制度の要綱を改正し、意思決定支援の理念を明記します。 |
| 11-2 任意後見制度の推進及び、法定後見制度の候補者調整においてできる限り事前に面談が出来るように理解を求めています。 |
| 11-3 権利擁護に関する専門相談、市民後見人の活動における法律相談、虐待に関するスーパーバイズ等について名簿登録者による活用を図ります。 |
| 12. 法人後見実施機関の育成 |
| 12-1 センターによる法人後見実施機関の育成を図るとともに同機関の活動を支援します。 |
| 12-2 長期的には、各市町において法人後見実施機関の配置を目指します。 |

B-3 後見人支援機能・意思決定支援の推進

- | |
|--|
| 13. モニタリング機能及び相談・苦情窓口の整備 |
| 13-1 本人へのモニタリング調査を実施し、本人にとって「メリットが感じられる制度の運用」となるよう後見業務の見直しの検討を行います。 |
| 13-2 相談・苦情対応窓口を整備し、家庭裁判所、専門職団体との連携を図り苦情の相談対応を行います。 |
| 13-3 本人の状態に応じた類型変更・後見人等の交代等について、家庭裁判所との連絡調整を行います。 |
| 14. 親族後見人への支援 |
| 14-1 親族後見人が日常的に相談等を受けられる体制整備を進めます。 |
| 14-2 家庭裁判所への書類作成の支援を行います。後見人として財産管理が適切に行われるよう支援し不正防止に努めます。 |
| 14-3 親族後見人が後見業務を学ぶ機会を提供します。 |
| 15. 市民後見人への支援 |
| 15-1 市民後見人の継続的な養成(2年に1期養成)をします。養成段階において意思決定支援について学び市民後見人の活動の実践に反映できるようサポートします。 |
| 15-2 市民後見人バンク登録者の活動範囲の拡充を関係機関と調整します(市民後見人・日常生活自立支援事業支援員・法人後見支援員等)。 |
| 15-3 市民後見人が安心して活動するためのバックアップ体制の充実を図っていきます(センターによる後見監督、社会福祉協議会による地域活動支援)。 |
| 16. 法人後見の質の確保と向上 |
| 16-1 意思決定支援の観点から、本人へのモニタリング等を通して法人後見の質を点検し、質の向上に努めます。 |
| 16-2 法人後見における意思決定支援の実践を充実し、地域連携ネットワークを通して意思決定支援の理念や実践を支援者間で共有します。 |

C 地域連携ネットワークの重層的形成

- | |
|---|
| 17. センター事業に関するネットワーク会議の機能強化 |
| 17-1 適正運営委員会を地域連携ネットワークの1つの重要な会議として位置づけるとともに、今後は後見人支援のあり方について検討する場とします。 |
| 17-2 適正運営委員会は、個別支援の蓄積から地域課題を導き、新たな施策の協議機能を発揮します。 |
| 18. 行政・家庭裁判所・中核機関等との連携 |
| 18-1 家庭裁判所が開催する連絡協議会への参加により、家庭裁判所・専門職団体・行政・愛知県内の中核機関との連携を図ります。 |
| 18-2 利用促進機能や後見人支援機能のイメージを家庭裁判所と共有し、役割分担等について検討を行います。 |
| 19. 相談・支援機関とのケース検討・連携システム研究の会議の開催 |
| 19-1 地域包括支援センター・障害者相談支援センター等の相談機関とのケース検討会を充実し、連携システムの研究会議を開催します。 |
| 19-2 日常生活自立支援事業の担当者と定期的なケース会議を開き、連携を強めます。 |
| 20. 促進計画の進行管理推進委員会等の設置 |
| 20-1 促進計画の策定委員会は、計画の進行管理を担う進行管理推進委員会へと移行します。 |
| 20-2 進行管理推進委員会のもとに、重層的なネットワーク会議のメンバーの参加を求め、権利擁護支援協議会を開催します。 |